



## 配偶者控除 どう変わる？

2017年度与党税制改正大綱が12月8日に発表されました。大綱の目玉は所得税の配偶者控除の見直しです。「配偶者控除」について2018年1月から満額38万円の控除が適用される要件を配偶者の給与年収が現在の「103万円以下」から「150万円以下」の人へと引き上げられる事です。

今回の改正によりどんな制度になるのか、現行の配偶者控除の制度も踏まえご説明させて頂きたいと思えます。

\*例として、以後、夫婦のうち年収の多い方を夫、少ない方を妻と仮定しています

### ■ 配偶者控除（現行）

配偶者控除とは夫婦の一方が働き、もう一方が家事を担うという家庭を想定して、夫の所得税を減らすという仕組みになっています。

現行の制度では妻（配偶者）の給与年収が103万円以下であれば、働きに出ている夫の収入のうち課税の対象となる金額から38万円分が控除され、その分課税対象金額が小さくなり税金が安くなっています。

### ■ 配偶者特別控除（現行）

また、上記の配偶者控除の103万円を超えてしまっても、段階的に控除をしていくという制度があります。これが配偶者特別控除です。

つまり、妻の年収が103万円を超えた場合に、141万円に達するまで上記の38万円の控除額が段階的に減り、141万円に達すると控除額が無くなります。

### ■ 今回の改正案

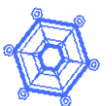
今回の改正ではこの配偶者特別控除の仕組みが拡充される形で進められ、これまで控除が適用される上限であった給与年収103万円が150万円に変わります。

また段階的に控除の金額が減額され最終的に控除が受けられなくなる配偶者の給与年収が141万円から201万円に達するまでの額に変わります。

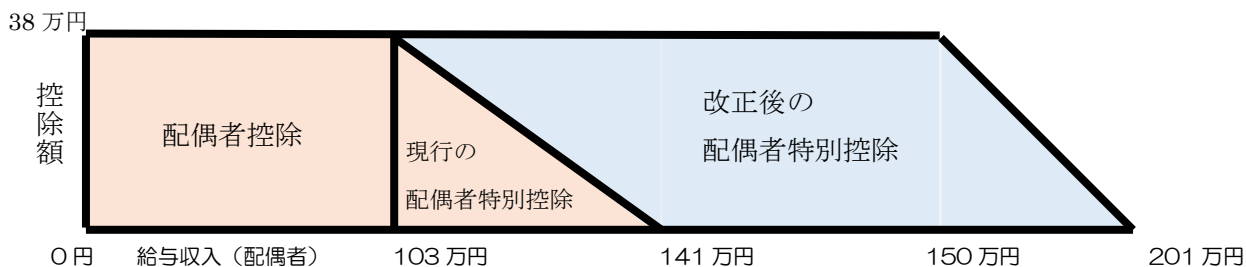
### ■ 改正後の配偶者特別控除（妻の年収でみた場合）

改正後の控除額を妻の年収別にまとめると以下の通りとなります。

- ① 妻の年収が150万円以下・・・38万円満額の控除が受けられます
- ② 妻の年収が150万円超～201万円以下・・・38万円から段階的に控除額が減ります
- ③ 妻の年収が201万円超・・・控除額が無くなります



<配偶者特別控除改正イメージ図（妻の年収でみた場合）>



■ 増税になる世帯も

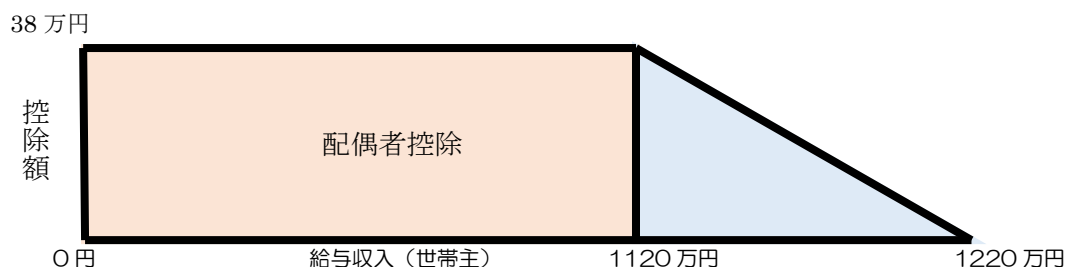
一方で配偶者控除も改正となり、これまでは夫の年収に関わらず、38万円満額の控除がうけられていたのですが、夫の給与年収が1120万円を超える場合には控除額が段階的に減る仕組みも新たに設けられています。

つまり夫の年収が1120万円を超える専業主婦世帯を中心に増税となるケースが出てきます。

改正後の控除額を例として夫の年収(給与)別にまとめると以下の通りとなります。

- ① 夫の年収が1120万円以下 . . . 38万円満額の控除が受けられます
- ② 夫の年収が1120万円超～1220万円以下 . . . 38万円から段階的に控除額が減ります
- ③ 夫の年収が1220万円超 . . . 控除額が無くなります

<配偶者控除改正イメージ図（夫の年収でみた場合）>



■ 社会保険の問題も

平成28年10月より以下の要件の全てを満たす方は社会保険に加入しなければならない事となりました。

- ①勤務時間が週20時間以上
- ②1カ月の賃金が8.8万円（年収106万円）以上
- ③勤務期間が1年以上見込み
- ④勤務先が従業員501人以上の企業
- ⑤学生以外

すなわち、上記全ての要件を満たす方にとっては社会保険料を自己負担せずに済む「106万円の壁」の問題が、あるいは、上記④の従業員501人以下の規模の企業にお勤めの方にとっては、従来からの加入要件となっている「130万円の壁」の問題が残る事となります。

今回の税制改正により妻の年収が150万円以下までは制約なく働けるようになるわけではなく、上記の106万円や130万円といった「社会保険加入の壁」の手前で働くのをやめてしまうという選択は残されてしまいます。

■ まとめ

今回の改正については2つの目的があるとされています。

1つは女性が就業抑制をせずに済むようにすること、2つめは結婚や子育てを支援することでした。しかしながら税制改正だけではその目的が達成されるのは難しく、やはり税制と社会保障制度が一体となって問題に取り組まなければ実効性が確保されないと思われます。

今後の厚生労働省の動きにも注目しなければなりません。